

## 国民年金コーナー

～年金はみんなが加入し支え合う制度です～

公的年金の制度とは年老いたときや、病気やけがで障がいを負ったときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべてのの方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ手続きなどが異なります。(下表)

国民年金の給付には、65歳を迎えたときに受けとれる「老齢基礎年金」、障がいを負ったときに受けとれる「障害基礎年金」、老齢基礎年金を受けている人が死亡したときに一定の要件を

満たす遺族が受けとれる「遺族基礎年金」の3種類があります。

老齢基礎年金を受けとるためには、保険料を納めた期間や免除などを受けていた期間が原則25年以上必要です。保険料を未納にすると、万が一のときに障害基礎年金などの保障を受けられないことがあります。保険料の納付が困難な場合には、免除制度や猶予制度を利用しましょう。

☎郡山年金事務所

☎024-934-3434

☎町民生活課

☎72-6933

### ○国民年金被保険者の種類

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の方など	会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	厚生年金や共済組合加入者に扶養される配偶者の方(20歳以上60歳未満)
保険料	・月額16,260円(平成28年度) ・各自が納付書や口座振替で納付	・報酬に比例した額を勤め先と半分ずつ負担 ・給料から天引きされ、勤め先が納付	自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)
手続き	市区役所または町村役場へ届け出	勤め先で事業主が届け出	配偶者の勤め先経由で届け出



昨年の防災訓練の様子

☐会場：小野運動公園  
☎町民生活課 ☎72-6933

☐日時：9月11日(日)  
午前8時30分から正午まで

ぜひご覧ください。

町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。なお日時などは次のとおりとなっておりますので、

目的としています。

防災訓練は、災害対策基本法に基づき、関係機関と町民の参加のもと、地震による火災、事故を想定した各種訓練を行い、災害の予防、応急対策などの防災活動が迅速的確に実施できるように訓練します。また防災体制の強化と町民の防火意識の高揚を図ることを目的としています。

防災訓練実施のお知らせ